2　本節第3⑵に記載の追加弁済のないことが確定したときには、その後1か月以内に管財人より一般更生債権者宛にその旨の通知を発することとし、管財人がこの通知を発した日に、確定更生債権額のうち、本節第3⑴に記載の基本弁済による弁済額を控除した債権全部につき免除を受ける。

第3　弁済方法

別表9「一般更生債権一覧表（ゴルフ会員関係以外）」記載の一般更生債権については、次のとおり弁済する。

⑴　基本弁済

確定更生債権額のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び損害金を除くその余の債権額の2％に相当する額を、基本弁済日に弁済する。

⑵　追加弁済

基本弁済日から2か月以内に、共益債権及び更生会社の清算に要する費用を控除した残余財産を弁済原資として、これにつき、更生手続開始決定日以降の利息及び損害金を除くその余の確定更生債権額に応じて按分した額を追加弁済する。

第5節　一般更生債権のうちのゴルフ会員債権者の債権の権利の変更及び弁済方法

第1　確定更生債権

件数　3079件

確定債権額

7,798,652,349円及び額未定

別表番号　別表10

第2　権利の変更

1　別表10「一般更生債権一覧表（ゴルフ会員関係）」の預託金債権については、確定更生債権額のうち、本節第3による弁済額合計金を控除した債権全部につき、本節第3⑵に記載の追加弁済がなされた日に免除を受ける。

2　本節第3⑵に記載の追加弁済のないことが確定したときには、その後1か月以内に管財人より一般更生債権者宛にその旨の通知を発することとし、管財人がこの通知を発した日に、確定更生債権額のうち、本節第3⑴に記載の基本弁済による弁済額を控除した債権全部につき免除を受ける。

3　なお、預託金のある会員のプレー権及び預託金のない会員のプレー権は本節第4に記載のとおりとする。

第3　弁済方法

別表10「一般更生債権一覧表（ゴルフ会員関係）」の預託金債権については、次のとおり弁済する。

⑴　基本弁済

確定更生債権額のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び損害金を除くその余の債権額の2％に相当する額を、基本弁済日に弁済する。

⑵　追加弁済

基本弁済日から2か月以内に、共益債権及び更生会社の清算に要する費用を控除した残余財産を弁済原資として、これにつき、更生手続開始決定日以降の利息及び損害金を除くその余の確定更生債権額に応じて按分した額を追加弁済する。

第4　プレー権の喪失と付与

1　プレー権の喪失

別表10「一般更生債権一覧表（ゴルフ会員関係）」記載のゴルフ会員債権者のうち、会社分割の分割期日よりも前に更生会社に対して退会申出をしてプレー権を喪失したゴルフ会員債権者（以下、「退会会員」という。）を除くその余のゴルフ会員債権者（以下、「会員」という。）は、分割期日において、本件ゴルフクラブより当然に退会し、更生会社に対するプレー権を失う。

但し、会員及び退会会員は、次項による新プレー権を次項の定めに従って取得することができる。

2　新プレー権の付与の要件

会員及び退会会員は、次に定める条件及び手続に従って、会社分割の分割期日において、OGM新クラブの新会員権を取得し、本件ゴルフ場における新プレー権を取得することができる。

⑴　更生計画認可決定確定後3週間を目途として別途管財人が定める日（以下、「入会申込期限日」という。）までに、別表13「奈良OGMゴルフクラブ会則」（以下、「OGM新会則」という。）を承認のうえ（但し、この入会に関する限りにおいては、会則の定めにかかわらず、入会登録料の納付は要しない。）、OGM所定の手続に従い、OGMに対して入会申込み（別表15）をすること。

但し、この入会申込みは、会員に関しては、入会申込期限日までに、更生会社に対する平成22年度分の年会費の支払い（管財人より休会承認を受けて平成22年度分の年会費の免除を受けている場合は、この限りでない。）その他の一切の債務が履行されていることを条件とし、退会会員に関しては、平成22年度分（平成22年1月1日から同年12月31日までの分）の年会費相当額を更生会社に支払うことを条件とする。

なお、会員のうち、入会申込期限日までに相続が発生するも名義書換未了のままとなっている者は、遺産分割協議による承継人又は相続人代表者の名において入会申込みをすることができるものとする。この場合において、OGM新会員権を取得した年の12月末日までに承継人への名義書換手続を行ったときの名義書換料は、OGM新会則の定めにかかわらず、管財人が更生手続中に定めた額を上回らないものとする。

⑵　預託金のある会員及び退会会員においては、本節第2に基づく権利変更後の預託金債権と同額の金員をOGM新クラブ入会のための預託金（以下、「OGM預託金」という。）としてOGMに預託すること。

但し、この預託については、更生会社から弁済を受ける一般更生債権の弁済代理受領権を撤回不能の条件を付してOGMに付与するとともに、これに基づいてOGMが代理受領した当該一般更生債権に対する弁済額をOGM預託金に充当することに同意する方法によって行うものとする。

⑶　預託金のない会員においては、OGM新クラブ入会にあたって預託金の預託を要しない。

但し、当該会員はOGM新クラブにおいて預託金のない無額面正会員となる。

⑷　会員又は退会会員が、複数口の会員権を保有し、当該複数口の会員権それぞれについて新会員権の付与を希望する場合は、保有する会員権ごとに上記入会手続を履践しなければならない。この入会に際しては、複数口の会員権のうちの1口を基本会員権として指定しなければならない。

なお、複数口の会員権それぞれについて新会員権の付与を希望した場合の年会費等の取扱いは、以下のとおりとする。

ア　基本会員権については、年会費の支払いを免れない。

イ　基本会員権を除くその余の会員権（以下、「付随会員権」という。）のうち、OGMの指定する期限までに年会費免除希望の申出をしなかった口の会員権については、OGM新会員権を取得した年度分から、各別に年会費を支払わなければならない。

ウ　付随会員権のうち、OGM所定期限までに年会費免除希望の申出をした会員権については、OGM新会員権を取得した年度に限って年会費を免除される。

3　入会の効果

会員又は退会会員は、前項に基づき新会員権取得の具体的な手続を履践し、かつ、OGM新会則の条件を満たした場合には、分割期日をもって、OGM新クラブの正会員（個人正会員ないし法人正会員）ないし預託金のない無額面正会員になる。

なお、更生会社との契約によって、ゴールド会員として年会費の免除を受けていた会員も、OGM新会員権を取得した後は、年会費を支払わなければならないものとする。